

令和4年9月28日
県土整備部技術管理課
043-223-3111

週休2日制適用工事試行要領の改定について

働き方改革の実現や職場環境の改善など、将来の担い手確保に向けた取組として、平成27年度から建設現場における週休2日の取組を開始し、令和4年度は対象工事の全てについて発注者指定型で発注しています。

この度、週休2日制適用工事試行要領を改定し、当初予定価格の積算において、あらかじめ4週8休達成相当の経費増額分を見込みます。また、週休2日制適用工事の対象工事を拡大するとともに、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保に取り組む週休2日交替制工事を導入し、取組の更なる普及促進を図ります。

1 対象工事

県土整備部が発注する工事のうち、対象外工事^{※1}を除く全てのもの。

※1 対象外工事

(1) 営繕関係工事、港湾関係工事 (2) 現場施工が1週間未満の工事 (3) 緊急復旧工事

2 実施方法

(1) 対象工事の全てを「週休2日制適用工事」として特記仕様書に明記する。現場閉所による週休2日工事を原則とするが、受注者が週休2日交替制工事を希望するときは、受発注者間で協議し、変更することができる。なお、現場閉所を行うことが明らかに困難な工事^{※2}については、週休2日交替制工事として発注する。

※2 現場閉所を行うことが明らかに困難な工事

シールド工など、昼夜間連続作業を要する工事等。

(2) 4週8休達成を前提とし、取組に応じた補正係数（表1）を各経费率等に乗じ、予定価格を算定する。
(3) 取組の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、その達成状況に応じ、減額変更する。

3 適用

本改定内容については、原則として令和4年10月1日以降に入札公告等を行う工事に適用する。

表 1

	現場閉所による週休2日工事			週休2日交替制工事		
	4週6休	4週7休	4週8休	4週6休	4週7休	4週8休
労務費	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
機械経費（賃料）	1.01	1.03	1.04	-	-	-
共通仮設費率	1.02	1.03	1.04	-	-	-
現場管理費率	1.03	1.04	1.06	1.01	1.02	1.03